

**被保険者のみなさま(退職者除く)から、  
『高額療養費・付加金等の受領に関する  
委任状』のご提出をお願いしています。**

現行、入院療養等で医療費の自己負担が高額になった場合  
の高額療養費・付加金等の受領に関して、当健保は給付金の  
支払いを事業主経由で自動的に行っています。

しかしながら、事業主経由で給付金の支払いを行う場合に  
は、被保険者のみなさまから事業主への受領委任状が必要と  
の指示を厚生労働省より受けています。

『高額療養費・付加金等の受領に関する委任状』のご提出  
をされていない方は、提出期日までに所定の回収先にご提出  
くださいますよう、ご協力をお願いいたします。

※ 『高額療養費・付加金等の受領に関する委任状』については、  
事業所経由で配付、もしくは直接当健保からご自宅宛てに郵送  
をしています。ご確認をお願いいたします。

※ 書類の紛失等や不明な点がございましたら、お問合せください。

問合せ先 TEL 03-5572-4932 ジェイティ健保 給付担当